



分ける社会を問う！

～地域でともに学び・育つインクルーシブ教育、ともに生きる社会へ～

① 障害者権利条約に基づく2022年総括・所見により日本に突きつけられた課題

2022年9月9日、国連障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)に基づく対日審査の結果として第1回総括所見が出されました。その総括所見の中で、特に強い勧告を受けたのが、「障害のある人の脱施設化」と「インクルーシブ教育(障害のある子どもとともに学ぶ教育)」についてです。障害のある人だけを「分離」する施設収容と分離教育政策は誤りであることが強く指摘されたのです。

同年3月には、国連子どもの権利委員会と障害者権利委員会から、障害のある子どもの権利に関する共同声明も発出されており、そこでは子どもの権利条約と障害者権利条約の理念を実現する包括的施策をとることが求められています。

② 日本の分離教育と、精神障害を理由とする隔離政策

障害のある子どもの教育について、国際社会は1970年代からインクルーシブ教育へと舵を切っています。しかし、日本は、1979年の養護学校義務化により分離教育制度を構築し、2000年代に入っても、2012年から2022年までの10年間で義務教育段階の全児童生徒数が0.9倍に減っている中、特別支援学校在籍者数は増え続け、特別支援学級在籍者・通級指導を受ける児童生徒も10年で倍増しています。障害者基本法第16条が「共に教育を受けられるよう配慮」すべきと定めるにもかかわらず、保護者が普通学校への就学を希望しても、障害を理由に認められないケースが少なくありません。

精神障害を理由とする隔離政策は、1960年代以降に欧米諸国が病床を段階的に削減して、脱施設化へ舵を切ったのに対し、日本は収容主義を貫き、精神保健福祉法が定める強制入院制度の下、膨大な数の精神障害者が入院を余儀なくされ、精神病床に長期にわたって「収容」された状態にあります。日本の強制入院制度は、人身の自由に対する最大規模の侵害を生み出していると言っても過言ではありません。

また、精神障害のある人の強制入院そのものに関して、深刻な人権侵害が生じています。近年、複数の病院における虐待事件が発覚したことは記憶に新しいところです。これらは氷山の一角に過ぎず、精神障害のある人に対する差別・偏見、精神科病院の閉鎖性、強制入院制度における司法審査の欠如等から、多くの人権侵害が見過ごされている現状があります。

③ 分断を解消し、すべての人がともに暮らす社会を目指して

障害のある子どもの分離教育と精神障害のある人の強制隔離の問題は、障害のある人にとって分離や施設収容が「本人のためになる」という考え方に基づいて行われてきたという経緯において共通しています。そしてそれが、差別や排除、無関心を増幅させ、多様性と尊厳を保障するインクルーシブ社会の形成を阻み、「分断」を固着させてきました。

すべての人がとともに暮らすインクルーシブ社会の構築は、どのような特質を持つ子どもであっても排除されることなく、ともに学び、育つ教育なしには実現できません。インクルーシブ教育は、障害のある子どもの権利の保障を入口としつつ、差別と闘い、多様性を認め、参加を促進し、すべての子どもの学習と参加を保障していくものです。

海外では、イタリア、カナダ(ブリティッシュコロンビア州)のようにフルインクルーシブ教育を実践している国・地域があります。また、国内でも、大阪府豊中市などでは障害のある子どもも地域の普通学校への就学を基本としており、医療的ケアが必要な子どもや様々な子どもたちが、ともに育つ姿が当たり前のものになっています。

このような先進的な事例に学び、日本全体で「分離」や「隔離」をなくしてインクルーシブ社会を実現するために、抜本的な施策をとることが急がれます。

④ シンポジウムにご参加を！

次の日本の障害者権利条約締約国報告提出期限は2028年です。これまでの日本政府の対応に鑑みれば、総括所見が出されたことのみでは日本の施策が大きく前進することは期待できません。

我々は、次の締約国報告提出期限までの6年の間に、何ができるのか、何をすべきなのかを考える必要があるのではないのでしょうか。そこで今回、中間年である2025年に、総括所見で大きな指摘を受けた「脱施設化」と「インクルーシブ教育」について、どのような前進があったか、あるいはないのか、残りの3年間で何を達成すべきかという点の検証を行う場として、様々な立場におられる当事者、支援者、有識者の方々と議論するシンポジウムを企画しました。

長年にわたる分離教育・隔離政策を転換することは、一朝一夕には叶いません。まずは、ここから第一歩を踏み出すために、多くの皆様のご参加をお待ちしています。